



▶<宿泊事業者向け> よくある質問



No.	質問	回答
■ 本事業全般について		
1	利用の申込みから精算までの流れを教えてください。	宿泊施設向け取り扱いマニュアル（P6）をご参照ください。
2	この事業において、宿泊施設が費用負担するものはありませんか。	補助金適用証明書や富山おみやげポイントカード配布管理表のコピー代及び割引申請システム通信費は宿泊施設様負担となります。 (割引申請システムは利用は無料)
3	「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」の宿泊割引についての問い合わせ先はどこですか。	「富山で休もう。とやま観光キャンペーン 宿泊施設向け取扱マニュアル」を参照いただき、ご不明点は、本キヤペーン事務局までお問い合わせください。 富山で休もう。とやま観光キャンペーン事務局： 宿泊事業者問合せ先 TEL:076-443-2737(平日10:00~17:00)
4	新型コロナウイルスの感染状況により、事業中止となった場合のキャンセル料補填はありますか。	キャンセル料補填の予定はございません。
5	旅行当日に旅行者が新型コロナウイルス感染症の陽性となり、キャンセルとなりました。取消料についてはどのように対応すればよいですか。	取消料については各宿泊事業者の規定に沿ってご対応ください。 感染を理由とした特例は本事業にはありません。 取消料は割引前販売価格から算出してください。
6	感染状況等により全国旅行支援キャンペーンを停止した都道府県がある場合、その在住者の旅行も対象外となるのでしょうか。	各都道府県の判断で全国旅行支援キャンペーンが停止された都道府県の在住者がキャンペーン実施中の都道府県へ旅行する場合は割引対象となります。 A県にてキャンペーンが停止される場合 ○ A県 → B県への旅行 × B県 → A県への旅行 ただし、国が感染状況が相当程度悪化していると判断した場合、双方への旅行において、割引は適用されません。
7	外国人は本キャンペーンの対象となりますか。	日本国内居住者であれば、外国人でも利用可能です。 そのため、観光・ビジネス目的などの短期滞在となる在外の外国人は対象外です。 技能実習生などの外国人については、在留許可証など公的な書類によって日本での居住予定が明らかであれば、利用可能です。
8	宿泊にQUOカード等の金券を追加したプランを販売することは可能ですか。	現金および現金同等に扱われる金券、換金目的または換金性の高いものを旅行代金に含めることは、旅行代金を水増しする行為と判断し、「旅行全体」が補助の対象外です。 「換金性の高いもの」とは、一般的に流通性が高く、現金同様に使用できたり、現金化が可能であったり、または払い戻しができるような商品や金券類のことです。このような商品や金券類は補助の対象となる旅行商品に含めることは出来ません。（例、QUOカード等のプリペイドカード、ビール券、おこめ券、旅行券、商品券等） ただし、次の（ア）～（ウ）のすべてを満たすものに限っては商品に含めることができます。 (ア) 金券の使途となる物品またはサービスが、券面に記録されたものである。ただし宿泊施設の館内利用券に限り金額の明示は可能 (イ) 使途が具体的に特定されている、または限定された複数の使途の中からひとつを選択して利用するものである (ウ) 当該商品の旅行期間内に目的地内でのみ利用できるものである
9	P Rポスター やチラシはありますか。	チラシ・広報用ロゴデータは、事業者用ページからダウンロードいただけます。 (ポスターはございません)
■ 富山で休もう。とやま観光キャンペーン事務局への申請について		
1	補助金適用証明書は事務局へ郵送しなければなりませんか。	郵送の必要はございません。各宿泊施設にて保管(5年)をお願いします。



▶<宿泊事業者向け> よくある質問



No.	質問	回答
■ キャンペーン対象について		
1	最低宿泊代金を下回る商品は割引対象外ですか。	対象外です。富山おみやげポイントカードを付与することにより旅行者の実質負担額が0円を下回ることを防ぐため、最低宿泊代金を設定しています。
2	「食事券」を含む宿泊商品は割引の対象ですか。	食事券の内容により異なります。 割引対象外・・・金券類 割引対象・・・館内利用券や、特定の食事メニューに引き換えられる場合 (具体例) ×全国の店舗で使用可能なグルメ券3,000円分 ○宿泊施設内レストランで使用可能な夕食券3,000円分 ○宿泊施設隣接食事施設で宿泊期間中に使用可能なA定食の食事券
3	コンパニオンサービスを含む商品は割引の対象となるのですか。	割引の対象外です。 接待等を伴うコンパニオンサービスを含む商品は対象外です。
4	OTA等のインターネット経由の予約、申込も割引の対象となりますか。 その場合、割引は、宿泊施設から申請する必要がありますか。	OTA等のインターネット経由の予約、申込も対象となります。但し、全国旅行支援事業への参画登録、富山県への旅行商品の販売登録が完了している事業者からの予約申込に限ります。 OTA等のインターネット経由の予約、申込分の割引申請は、宿泊施設様からの割引申請は不要です。
5	「宿泊を伴う旅行商品」において、宿泊施設のデイユース利用は対象となるのですか。	宿泊サービスのうち、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日であるような、いわゆる「デイユース」については、割引の対象外です。
6	ビジネス出張は本キャンペーンの対象になりますか。	対象となります。 ただし、公費出張（公費による公務員の出張、公立学校の教職員が修学旅行等を引率する場合を含む）は対象外となります。
7	本事業をビジネス出張で利用する際に会社名、法人名等で領収証を発行することは可能ですか。	可能です。
8	ビジネス利用者を「補助金申請システム」（富山で休もう。とやま観光キャンペーン事務局が作成したシステム）に登録する際の方法を教えてください。	システム入力時、代表者名にはご利用者個人名を入力してください。法人名・団体名の入力は不可とします。
9	12歳未満の子どもについての利用条件に記載されている「同居する親等の監護者」の考え方を教えてください。	旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドラインにおいて、同居する親等の監護者が同伴する場合は、12歳未満の子どもについて利用条件（ワクチン・検査）を適用しないこととしておりますが、この際の「同居する親等の監護者」については、同居しない監護者は含まれないことをとします。 ※2023年5月8日（月）以降、「ワクチン3回以上の接種歴がわかるもの」または旅行当日有効な「抗原定性検査の陰性の検査結果通知書」のご提示は不要となります。
10	同居する監護者が同伴しない場合の12歳未満の利用条件を教えてください。	同居する親等の監護者が同伴しない12歳未満の利用条件の取扱いについては、「地方公共団体や民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組の考え方について」（令和4年3月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会中間取りまとめ）に「子どもがワクチンを2回接種した場合は、追加接種者と同様に取り扱う。」と記載があることを踏まえ、ワクチン2回接種又は検査陰性とします。 ※2023年5月8日（月）以降、「ワクチン3回以上の接種歴がわかるもの」または旅行当日有効な「抗原定性検査の陰性の検査結果通知書」のご提示は不要となります。
11	学校等の活動の範囲を教えてください	ワクチン・検査パッケージ制度要綱を踏まえ、「学校等の活動」については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を行い、ワクチン接種歴及び検査結果の確認は不要としているところですが、「学校等」について、ワクチン・検査パッケージ制度要綱に記載がある者に加えて、保育所、認定こども園、児童福祉法における児童福祉施設を含みます。 ※2023年5月8日（月）以降、「ワクチン3回以上の接種歴がわかるもの」または旅行当日有効な「抗原定性検査の陰性の検査結果通知書」のご提示は不要となります。
12	学校等の活動における引率者はどのように取り扱えば良いですか。	学校等の活動については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を行い、ワクチン接種歴及び検査結果の確認は不要としているところですが、同行する大人についても、学校等の活動の範囲内であれば、ワクチン接種歴及び検査結果の確認は不要とします。ただし、公費による活動は支援対象となりません。 また、地域のスポーツクラブチーム・ユースチームの遠征等は「学校等の活動」の対象ではないため、この規定の適用外です。 ※2023年5月8日（月）以降、「ワクチン3回以上の接種歴がわかるもの」または旅行当日有効な「抗原定性検査の陰性の検査結果通知書」のご提示は不要となります。



▶<宿泊事業者向け> よくある質問



No.	質問	回答
■ 計算方法について		
1	大人と子供の旅行代金が異なる場合、販売割引はどのように計算すればいいですか。	<p>次の①②どちらか低い方が割引額となります。</p> <p>① 旅行者全員の旅行代金合計に、20%を乗じる。</p> <p>② 1人1泊あたり上限額×泊数×人数で当該旅行の上限額を算出。 ※日帰りの場合は参加人数のみを乗じる。</p> <p>(例)</p> <p>大人2名と子供2名の計4名が平日に2泊した際の代金総額が92,000円(税込) (大人15,000円/人×2日×2名、子供8,000円/人×2日×2名)</p> <p>① 旅行代金総額 92,000円の20% = 18,400円</p> <p>② 割引上限3,000円×4名×2泊 = 24,000円</p> <p>上記、①②どちらか低い方が販売割引額となることから・・・</p> <p>92,000円 - 「①18,400円」 = 73,600円 自己負担額は73,600円です。</p> <p>なお、富山おみやげポイントカード付与額は平日2,000円×4名×2泊 = 16,000円です。</p>
2	子供や乳幼児は対象となるのでしょうか。	<p>子供や乳幼児も1名としてカウント可能です。</p> <p>※子供や乳幼児を人数に含めることで、最低宿泊代金を下回る（本事業の適用ができないくなる）場合は、子供や幼児を1名としてカウントしない選択も可能です。カウントしない場合は、富山おみやげポイントカードの配付対象外です。</p> <p>(例1)</p> <p>2023年3月1日以降（平日最低旅行販売価格3,000円期間）</p> <p>大人2名と乳幼児1泊の計3名が平日に1泊した際の代金総額が12,000円(税込) (大人12,000円/人×1日×2名、乳幼児0円/人×1日×1名)</p> <p>乳幼児を入れ3名としてカウントした場合、合計金額12,000円 > 最低販売価格9,000円（3,000円×3名）</p> <p>となり、3名での代金総額が3名での最低販売価格を上回るため、乳幼児分を含めた3名全員が割引対象となります。また、3名分の富山おみやげポイントカードを配布可能です。</p> <p>(例2)</p> <p>2023年3月1日以降（平日最低旅行販売価格3,000円期間）</p> <p>大人2名と乳幼児1泊の計3名が平日に1泊した際の代金総額が8,000円(税込) (大人4,000円/人×1日×2名、乳幼児0円/人×1日×1名)</p> <p>乳幼児を入れ3名としてカウントした場合、合計金額8,000円 < 最低販売価格9,000円（3,000円×3名）</p> <p>となり、3名での代金総額が3名での最低販売価格を下回るため、乳幼児分を含めた3名では本事業を適用することができません。</p> <p>この場合は大人2名のみが本事業の適用対象です。</p>
3	入湯税の取り扱いはどうなりますか。	<p>本事業の補助の対象は「宿泊代金」に対してであるため、入湯税は割引の対象外です。</p> <p>ただし、入湯税を含めてお客様に「宿泊代金」として提示しているプランである場合に限り、入湯税も本事業の補助の対象となります。</p>
4	市町村等が独自に実施する割引との併用は可能ですか。その場合、「旅行代金」はどのように算出すればいいですか。	<p>名称の如何を問わず、制度の実態が「割引」である場合は、それらを先に適用し、適用後の金額が最低宿泊代金以上の場合は、本キャンペーンとの併用が可能となります。</p> <p>宿泊代金から他割引による割引額を先引きした代金を基に、本キャンペーンの割引額を算出することになります。</p>
■ 各種ポイントやギフト券の利用について		
1	宿泊代金の支払いに各種ポイントやマイル、ギフト券等は利用できますか。	<p>個人が保有するポイント類、旅行券、ギフト券等、名称の如何を問わず、「旅行者個人に付帯するもの」等、クレジットカード・現金と同様の支払い手段として利用する場合については、これらを利用可能です。旅行代金に対して販売割引を適用させて算出される、旅行者支払い額に対して現金同様に利用できます。</p> <p>富山市が発行している「とやまに泊まってエンジョイキャンペーン」のクーポン券や黒部市が発行している「がんばる黒部プレミアム観光クーポン」などのクーポン券、魚津市の「MiraPay（ミラペイ）」等も上記同様「個人に付帯するもの」として本事業適用後の残額の支払手段として利用することができます。</p>



▶<宿泊事業者向け> よくある質問



No.	質問	回答
■ 旅行会社 または OTA からの申込対応について		
1	OTAや旅行会社から予約を受けた場合、なにかすることはありますか。	OTAや旅行会社から予約を受けた場合、宿泊事業者の皆様には、以下2点のご対応をお願いします。 ①富山おみやげポイントカードの配付 ②「富山おみやげポイントカード 配布管理表」の記入 なお、割引申請システムへの入力は不要です。
2	OTAの現地決済について、割引申請システムに入力は必要ですか。	事前決済、現地決済にかかわらず「割引申請システム」への入力は不要です。
■ 必要確認書類について		
1	検査結果通知書の必要記載内容について、具体的に教えてください。	検査結果通知書 ①受検者氏名 ②検査結果 ③検査方法 ④検査所名 ⑤検体採取日 ⑥検査管理者氏名 ⑦有効期限が明記されているものを利用。 ※抗原定性検査を事業者の管理下で行い、検査結果通知書を発行する場合は、 ③検査方法の代わりに使用したキット名を、④検査所名の代わりに事業所名を記載。 ※2023年5月8日（月）以降、「ワクチン3回以上の接種歴がわかるもの」または旅行当日有効な 「抗原定性検査の陰性の検査結果通知書」のご提示は不要となります。
2	ワクチン接種歴等を確認するためにアプリ等は利用可能ですか。	デジタル庁の新型コロナワクチン接種証明書アプリに加えて、氏名・接種回数の記載がある自治 体等が開発したアプリ等も利用可能です。 ※2023年5月8日（月）以降、「ワクチン3回以上の接種歴がわかるもの」または旅行当日有効な 「抗原定性検査の陰性の検査結果通知書」のご提示は不要となります。
3	本人確認・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	【本人確認】（下記1点で認められるもの） マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・在留カード・特別永住者証明 書・海技免状等国家資格を有することを証明する書類・障がい者手帳等福祉手帳・船員手帳・戦 傷病者手帳・国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ※いずれも原本 （2点で認められるもの、次の①+①または①+②の組合せのみ可能） ①健康保険等被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳・年金証書・ 住民票の写し（発行日から6ヵ月以内） ②学生証・会社の身分証明書・公の機関が発行した資格証明書 ※中学生以下の旅行者であって上記書類が揃わない場合は、本人の健康保険証で可 【居住確認】（上記「本人確認」書類に現住所記載があれば居住地確認も兼ねる） 公共料金の領収書（電気・ガス・水道等）、国税または地方税の領収書または納税証明書・社会 保険料の 領収書・住民票の写し・賃貸借契約書
4	旅行当日、本人・居住地確認書類の提示ができない場合はどうすればいいですか。	後日送付などでの提示は認められないことから、割引の対象外となります。
■ 富山おみやげポイントカードについて		
1	宿泊施設内の売店、喫茶等で富山おみやげポイントの取り扱いはできますか？	富山おみやげポイントカードの取扱店舗として、加盟店参画登録いただければお取り扱いいただけます。登録手続きは、本キャンペーン事務局へお問い合わせください。 富山で休もう。とやま観光キャンペーン事務局： 加盟店問合せ先 TEL:076-443-2737(平日10:00~17:00)